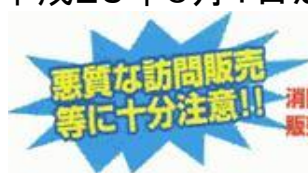


住宅用火災警報器等の 悪質な訪問販売にご注意！

消防法及び登別市火災防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。登別市火災予防条例では、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日から設置が義務化されました。これを契機に悪質な訪問販売の増加が危ぶまれます。トラブルに巻き込まれることのないように次のことに十分に注意しましょう。



消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。



【事例1】

消防職員のような服装で、「消防署の方から来ました!」「消防署から許可を得て町内を回っています!」などと言って職員を装ったり、許可を得ているかのように販売する。

消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。

【事例2】

「この機種 of 火災警報器を設置しなければならない。」などと条例の内容を偽って強引に販売する。

設置場所にふさわしいもの(煙式・熱式)はありますが、「特定の機種」を設置しなければならないと言うことはありません。日本の気候風土に合わせて国が定めた規格に適合していることを日本消防検定協会が鑑定し、合格した住宅用火災警報器には「NS」マークが表示されています。この「NS」マークがついているものを選びましょう。

【事例3】

「全ての部屋に設置が必要です。」などと条例の内容を偽って強引に販売する。

登別市では寝室として使用する居室、2階に寝室がある場合は階段室の上にも必要ですが全てに必要と言うことではありません。可能であれば台所やリビングなどへの設置をおすすめしています。

【事例4】

「点検も義務付けられている」などと言って偽って販売する。

点検業者などによる点検の必要はありません。日常の点検・お手入れは取扱説明書に記載されている方法で自分で行うことができます。

【事例5】

「取り付けなければ罰金が科せられる。」

住宅用火災警報器の未設置で罰金を科せられることはありません。
しかし、自分と家族の命、大切な家財を守るために必ず設置しましょう。

不審に思ったら・・・トラブル防止のポイント

身分証明書の提示を求めること。

不審な場合や納得できない場合はハッキリ断る。

相手が脅迫的な言動をするときは警察へ通報する。

契約書はよく確認し、不用意にハンコ等を押さないこと。



※ 訪問販売によって契約した場合は、クーリング・オフ制度(解約権)が適用される場合があります。何か不審に思われたり、不安を感じたりしたら、登別消費者協会、登別市消費生活センターへお問い合わせください。

登別消費者協会電話番号 85-8307

登別市消費生活センター 85-3491

【住宅用火災警報器に関するお問い合わせは】

登別市消防本部総務グループ(予防担当)

(電話 85-9611)

登別市消防署警備グループ(保安担当)

(電話 85-2551)